

道路管理マニュアルの検討状況について

国土交通省 北海道開発局 建設行政課

1. はじめに

北海道開発局では、道路管理担当者が公物管理業務を行うに当たって、適正かつ円滑に業務を執行するため、次に掲げる取り組みを行っています。

(1) 異動前レクチャー・研修

本局主催で「異動前レクチャー」を3月下旬に実施しています。これは、春の人事異動により、現場最前線の事務所で初めて公物管理業務に携わることとなる職員に対して、異動発令前に具体的な業務の進め方を本局担当者からレクチャーするもので、事務所で公物管理業務を実際に担当している職員や過去に経験した職員の実体験談も組み入れています。

また、公物管理業務を担っている職員を対象とした研修では、実務習熟度に応じて、(I)、(II)の2段階の研修を開催し、道路法だけでなく、国有財産法、行政手続法、道路構造令等、業務に必要な関係法令の把握にも努めています。

(2) 担当者会議

全道の開発建設部公物管理課担当者が参加する道路管理事務担当者会議を「道路占用・道路損傷」、「道路区域」、「国家賠償・損失補償」、「特殊車両」及び「電線共同溝」毎に開催し、本局指導はもとより、実際に各現場で課題となっている事案について議論しています。

(3) 事務所巡回

開発建設部公物管理課職員だけでなく、本局職員も事務所に赴き、事務所における問題点等の把握や適切な事務処理がなされているかどうかの確認を行うとともに、技術部門との意見交換も行っています。

また、公物管理業務の事務処理に当たっては、担当者間における処理、指導内容に不整合を生じさせないことが必要です。

事務所では、人事異動により公物管理業務に不慣れな者が習熟期間のないまま、道路法第24条に基づく承認工事や道路法第32条又は第35条に基づく道路占用許可申請等に係る事務処理に当たることがあるほか、担当者が一人の場合もあり、身近に事務処理を教えてもらえる先輩がいないため、事務処理に悩む場面が多いのが実情です。

このため、当局では、実務処理の手引として平成14年度から「道路管理マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)の作成に着手しています。

2. マニュアルの運用

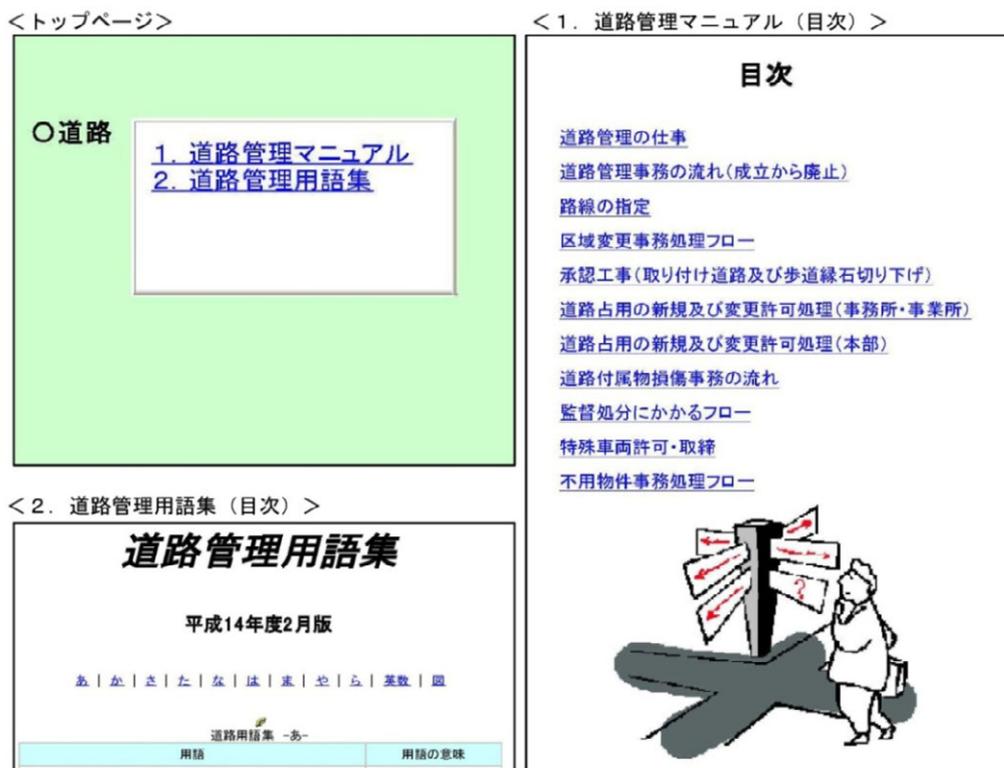
マニュアルについては、北海道開発局イントラネットに掲載して情報共有を図っており、当局の組織段階各層(本局、各開発建設部、各事務所)における道路管理担当者は、これを閲覧又は出力することができるようにしています。

3. マニュアルの整備状況

(1) マニュアル ver.1 の作成

マニュアルの作成については、より活用しやすいものとするため、開発建設部担当者から有志を募り、検討チームを立ち上げて議論を重ね、平成14年度にマニュアル ver.1 を作成しました。(図1参照)

マニュアル ver.1 は、各種事務手続フローチャートと用語集の2編構成になっており、初心者が道路管理事務処理に携わる上で必要となる基本的な知識と事務手続のイメージが取得できるようにしています。



—図1—

(2) マニュアル ver.2、ver.3 の作成

その後、本局と開発建設部の担当者有志で新たなマニュアル作成検討チームを立ち上げ、平成15年度には道路占用許可等の手続、道路区域の決定・供用開始の手続及び不用物件の処分に特化したマニュアル ver.2 (図2参照) を、平成21年度には道路区域の変更・供用開始の手続及び特殊車両通行許可申請手続に特化した道路管理マニュアル ver.3 (図3参照) を作成しました。

マニュアル ver.2 及び ver.3 は、担当者の日常業務における参考書としてもらうため、ver.1 に比べてより実務的な内容となっています。

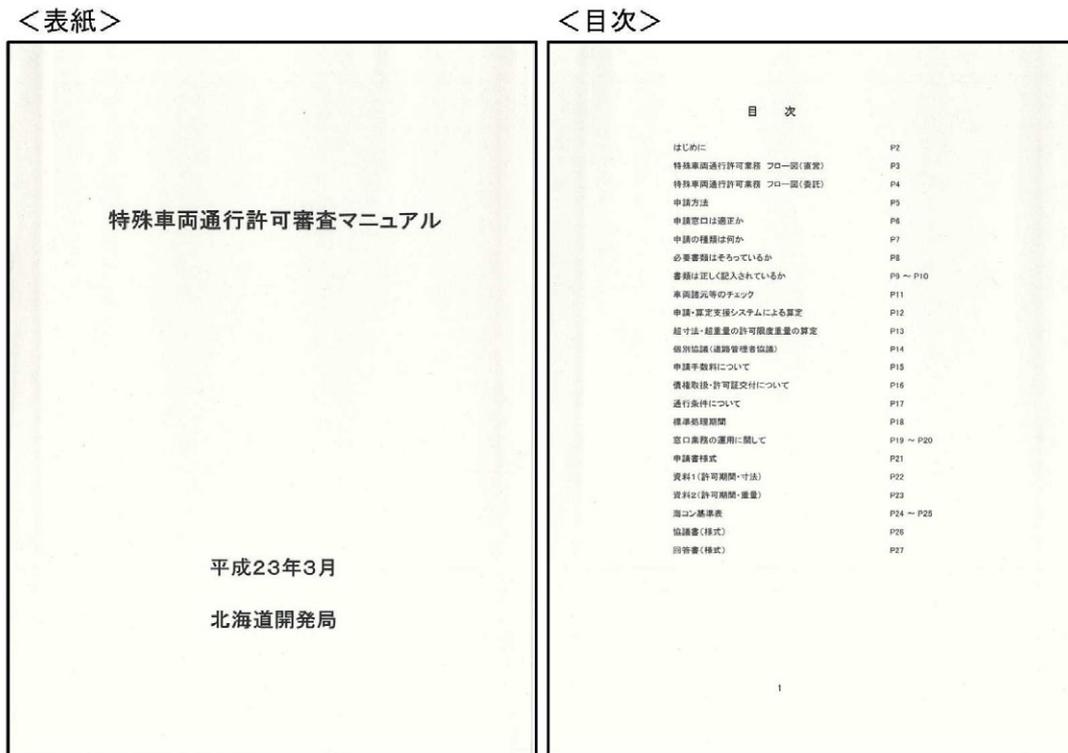


—図2—



—図 3—

また、マニュアルの作成後は、例えば平成 22 年度に特殊車両通行許可手続について内容の改訂を行う（図 4 参照）等、記載内容の補完・改正を図ってきています。



—図 4—

4. 現在のマニュアルの検討状況

マニュアルは、前述のとおり、道路占用や道路区域変更・供用開始等のテーマ毎に適宜改正等を行ってきたところですが、道路占用関係のマニュアルについては、平成 17 年以降、改訂を行っていませんでした。

近年、道路空間のオープン化等の規制緩和に伴う新たな施策や道路占用料の改訂もあり、それらの道路占用許可申請手続に係る事務処理を反映するとともに、関係規定の周知徹底を図る必要性も感じていたところです。

このため、開発建設部の担当者有志で構成する道路占用マニュアル改訂検討チーム（写真1参照）を再び立ち上げ、現在、以下に掲げるテーマについて議論、検討を重ねており、今年度内を目処に道路占用編の改訂を行う予定です。

- ① 道路占用許可申請書審査時におけるチェックリストの作成
- ② 道路占用許可申請の受付、審査、許認可、占用工事しゅん功、申請書・許可書のファイリングまでの一連の事務処理段階における留意事項
- ③ 占用物件に特化した用語集の追加
- ④ 「道路管理事務担当者会議質疑応答集」や「道路管理の手引き」に記載のない事例に係る問答集の作成
- ⑤ 共架電線の占用許可の考え方 等

なお、一連のマニュアルは、これまでに紹介したとおり、作成又は改訂の都度、北海道開発局イントラネットに掲載しているところですが、レイアウトについて統一性を欠くなど、利便性の向上を図る必要があることから、マニュアル構成の再編も予定しています。



－写真1－

5. おわりに

北海道開発局では、道路行政制度の変革・拡充等に対応し、公物管理業務を適正かつ円滑に実施するため、今後も引き続き、適期にマニュアルを改訂していく予定です。

併せて、マニュアルの利便性を高めるため、レイアウトの統一などを行い、閲覧性の向上を図っていきたいと考えています。

一方で、マニュアル改訂のための検討作業自体が、担当者の実務理解度を高め、スキルアップに資するという副次的効果を有していることから、開発建設部を中心とした担当者が作業を行う仕組みも継続していきたいと考えています。